

【評価】◎：取組を進めた ○：一定程度取組を進めた △：あまり取組が進んでいない ×：取組が進んでいない

基本目標					
No.	取組の一例	R5.10.1時点	計画期間終了時点(R7.3.31)		主な担当課
		R2～R6年度中における取組状況 ※取組予定を含む	計画期間(R2～R6年度)中における取組実績	評価	
基本目標1. すべての子どもと家庭への支援					
1	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の推進	産前・産後サポート事業の充実、産後ケア事業、たからっ子給付金事業の開始、2か所目の子育て世代包括支援センター開設により、全ての妊婦の状況を把握し、保健師や助産師等が妊産婦の相談に応じる機会が増加した。関係機関が集まる妊娠・出産包括支援連絡会議の場で母子保健情報の共有や従事者の資質向上に取り組んだ。	産前・産後サポート事業の充実、産後ケア事業、たからっ子給付金事業の開始、2か所目の子育て世代包括支援センター開設(R6よりこども家庭センター)により、全ての妊婦の状況を把握し、保健師等が妊産婦の相談に応じる機会が増加した。関係機関が集まる妊娠・出産包括支援連絡会議で母子保健情報の共有や従事者の資質向上に取り組んだ。	◎	健康推進課
2	子ども家庭総合支援拠点の整備に向けた取組	令和4年度に、年齢や分野における切れ目のない支援を行うため、子どもに関わる複数の関係部署が連携する仕組みや体制を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、その中心に、たからっ子総合相談センター「あのね」を開設した。	令和4年度に、年齢や分野における切れ目のない支援を行うため、子どもに関わる複数の関係部署が連携する仕組みや体制を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、その中心に、たからっ子総合相談センター「あのね」を開設した(令和6年度から母子保健機能である子育て世代包括支援センターと併せて、こども家庭センターとして位置づけた)。	◎	子ども総合相談課
3	必要な支援を切れ目なくつなぐ体制の整備	令和4年度に開設したたからっ子総合相談センター「あのね」の子ども総合相談課では、子どものことでどこに相談したらいいか迷うような相談を受け、保健師、社会福祉士、教育職、心理職の多職種による検討を経て、関係部署・関係機関と連携しながら、必要な支援につなげている。	令和6年度から母子保健機能と児童福祉機能を併せて全ての妊産婦、子どもとその家庭への支援を行うこども家庭センターを設置した(健康推進課、子ども総合相談課、家庭児童相談課)。また、子ども総合相談課では、子どものことでどこに相談したらいいか迷うような相談を受け、多職種による検討を経て、関係部署等と連携し、必要な支援につなげている。	◎	子ども総合相談課
		思春期ひろば事業において、居場所開催を実施するほか、利用者に必要な支援につなげられるよう医療や福祉、就労支援など関係各所と連携を取っている。利用者が次のステップへ進み、実際に就業やボランティア参加など新しい行動への意欲がわいたケースも見受けられた。	R5.10.1時点から変更なし	○	アフタースクール課
		生活困窮者が抱えている複合的な課題に対し、包括的な支援を実施するため、相談者の主体性を確保し、関係機関との連携により自立に向けた支援を行った。 基幹相談支援センターや、各地域の相談支援事業所、家庭児童相談課などと相談者の情報を共有し、個々の状態や特性の程度を鑑み、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づくサービス利用に繋げている。	R5.10.1時点から変更なし	○	せいかつ支援課
		一人ひとりの幼児・児童生徒の障(がい)の状態や特性に適切に対応し、一貫性のある指導・計画・学習を実施するため、各ライフステージでの支援経過を記録した発達支援記録(「たからっ子ノート」)の活用を促進している。	一人ひとりの幼児・児童生徒の障(がい)の状態や特性に適切に対応し、一貫性のある指導・計画・学習を実施するため、各ライフステージでの支援経過を記録した発達支援記録(「たからっ子ノート」)の活用を促進している。また令和6年7月に、児童に関する相談先を整理した「たからっこお助けブック」を作成し、1歳6か月児健康診断の受付で全員に配布している。	◎	障害福祉課

基本目標					
No.	取組の一例	R5.10.1時点	計画期間終了時点(R7.3.31)		主な担当課
		R2～R6年度中における取組状況 ※取組予定を含む	計画期間(R2～R6年度)中における取組実績	評価	
4	支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応の充実	子ども発達総合相談をはじめとする相談事業では、医師、臨床心理士、保健師等様々な機関より専門職が集まり、子ども一人ひとりの状態、保護者の相談ニーズに応じた相談支援を行っている。また、乳幼児健診後のフォローとして、発達に不安のある親子に対して親子広場を実施し、子どもへのかかわり方を伝え、療育へ繋ぐ支援を行っている。	R5.10.1時点から変更なし	○	子ども発達支援センター
5	医療的ケア児の受け入れ体制の構築	令和5年度から医療的ケア児を公立保育所で受入れるために、令和5年2月から会計年度職員(看護師)を雇用し、帳票づくりや、ケア手順書作成、主治医連絡などを実施し、令和5年4月より2名の医療的ケア児を1ヶ所の公立保育所で受入れている。	令和5年度より入所した医療的ケア児2名については、主治医連絡を行う等、保育所で順調に過ごせるように対応した。また、令和7年度より2か所目の公立保育所で医療的ケア児を受け入れるため、令和6年度に看護師を新たに募集するなど受入れ体制を整えた。	○	保育企画課
		私立保育所についても、令和5年度に私立保育所助成金を活用して、看護師等の加配に係る予算措置を行いました。対象児童はなかった。今後も、この予算措置を継続していく予定。	私立保育所についても、令和5、6年度に私立保育所助成金を活用して、看護師等の加配に係る予算措置を行いました。対象児童はなかった。今後も、この予算措置を継続していく予定。	◎	保育事業課
		市内における緊急時の受け入れ体制を構築するため、既存の事業所にて対応できる方法を検討しており、必要に応じて関係機関への情報提供を行っている。	R5.10.1時点から変更なし	○	障害福祉課
		宝塚市立幼稚園医療的ケア児教育支援事業実施要綱及び宝塚市就学前施設における医療的ケア児受入れに関するガイドラインの制定、医療的ケア児受け入れにかかる検討会を実施し、受け入れにかかる体制を整備した。	R5.10.1時点から変更なし	◎	幼児教育センター
6	ひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実	事業を継続実施するなかでニーズや要望を踏まえ、令和2年度より募集予定人数を120名に拡大、令和5年度より原則週一回だった中学3年生の受講回数を原則週二回に拡大しながら、対象家庭の児童および保護者に対し、学習支援や養育・生活支援を行っている。引き続き、アンケート結果等を参考に事業の推進に努める。	R5.10.1時点から変更なし	◎	子育て応援課
7	ひとり親家庭等への施策の充実	令和2年度より専任の女性弁護士による無料のひとり親家庭等法律相談事業を開始し、離婚に伴う諸問題や養育費・面会交流等の問題に対し、適切な助言を受けられるよう支援を行っている。また、令和4年度からは養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業として、当該費用に対する補助により公正証書等作成を支援している。	R5.10.1時点から変更なし	○	子育て応援課
		ひとり親家庭を対象とした大学等入学時の1人当たり20万円の給付、児童扶養手当受給世帯を対象とした新入学学用品費の支給額の増額及びオンライン学習通信費の支給を実施した。	R5.10.1時点から変更なし	◎	学事課
基本目標2. 子育てと仕事の両立支援					
8	保育所の待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討	認可保育所分園の整備を行うなどにより、認可保育所の受け入れ枠を拡充し、令和5年4月時点での待機児童は"0"となった。	認可保育所および認可保育所分園の整備を行うなどにより、認可保育所の受け入れ枠を拡充し、令和4年度以降、各年度の待機児童は"0"となった。	◎	保育企画課
9	放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討	低学年の待機児童解消のため、令和2年から令和5年10月時点において8施設179人分の定員を新たに確保した。	低学年の待機児童解消のため、令和2年から令和7年3月末にかけて民間放課後児童クラブ9施設198人分の定員を新たに確保した。	○	アフタースクール課

基本目標					
No.	取組の一例	R5.10.1時点	計画期間終了時点(R7.3.31)		主な担当課
		R2～R6年度中における取組状況 ※取組予定を含む	計画期間(R2～R6年度)中における取組実績	評価	
基本目標3. 教育環境の整備					
10	教育ICT環境の計画的な整備	公立学校におけるICT環境整備について、国の進めるGIGAスクール構想に基づき、環境整備を行い、令和2年度に児童生徒1人1台端末の実現、令和4年度に教員の1人1台の授業用端末の実現を実施した。新学習指導要領に沿った授業を実践するための研修については、各教科担当者会の中で取り組んでおり、その支援を実施している。	公立学校におけるICT環境整備について、国の進めるGIGAスクール構想に基づき、環境整備を行い、児童生徒1人1台端末、教員への授業用端末の整備が完了した。新学習指導要領に沿って自律的な学習者の育成を図るため、授業でICTを有効活用する研修をすべての小・中学校を訪問して実施した。	○	教育研究課
11	市立中学校部活動への外部指導者の配置	市内に部活動外部指導者を最大62名配置し、専門的な指導を行うことが困難である教員の負担を軽減し、活動に参加する生徒が専門的な指導を受けることができるよう取り組んだ。	市内に部活動外部指導者を最大60名配置し、専門的な指導を行うことが困難である教員の負担を軽減し、活動に参加する生徒が専門的な指導を受けることができるよう取り組んだ。	○	学校教育課
12	子ども一人ひとりが大切にされる部活動や学校生活のあり方の検討	令和4年度に部活動ガイドラインを改訂し、部活動指導者育成指標を作成した。全市立中学校で部活動研修を実施し、ガイドラインを遵守して部活動が行なわれるよう取り組んだ。	R5.10.1時点から変更なし	○	学校教育課
13	いじめ防止への取組	いじめの未然防止のため、令和3年度に全市立小・中学校及び養護学校がいじめ防止行動計画を策定し、実施した。また、教育、福祉の連携、専門家活用との必要性を含めたいじめ防止に向けた教職員への研修を実施した。	いじめの未然防止のため、令和3年度に全市立小・中学校及びたからづか支援学校がいじめ防止行動計画を策定し、実施した。また、教育、福祉の連携、専門家活用との必要性を含めたいじめ防止に向けた教職員への研修を実施した。	○	学校教育課
14	中学校における自殺予防教育プログラムの実施	希望する中学校において「自殺予防教育プログラム」を実施し、「心の状態への問題意識」「援助希求的態度」を育成した。また、12月をいじめ防止月間と定め、全市立小・中学校及び養護学校において、いじめ防止についての取り組みを行った。	希望する中学校において「自殺予防教育プログラム」を実施し、「心の状態への問題意識」「援助希求的態度」を育成した。また、12月をいじめ防止月間と定め、全市立小・中学校及びたからづか支援学校において、いじめ防止についての取組を行った。	○	学校教育課
15	小学校におけるCAPプログラムの実施	自他を大切にすることを育て、いじめの未然防止をするため、全市立小学校の中学年において、CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)を実施した。	R5.10.1時点から変更なし	○	学校教育課
16	インターネット、スマートフォン、SNS等との付き合い方の啓発	生徒指導連絡協議会において、グルーミングの実態についての研修会を行うなど、SNSやインターネットの危険性や事案を伝え、各校で啓発講座を開催するよう取り組んだ。	R5.10.1時点から変更なし	○	学校教育課
基本目標4. 安全・安心の環境づくり					
17	通学路交通安全プログラムに基づく安全対策の推進	市立小学校23校の通学路合同点検を隔年で開催し、関係機関、学校、保護者や地域の方々との立会で通学路危険箇所の点検を行うことにより、対策が必要な箇所について長期的、短期的な課題の整理と共有を行った。短期的な課題は関係機関が速やかに対応を行い、長期的な課題は継続して協議検討することとしている。	R5.10.1時点から変更なし	◎	防犯交通安全課
18	インターネット、スマートフォン、SNS等との付き合い方の啓発(再掲)	生徒指導連絡協議会において、グルーミングの実態についての研修会を行うなど、SNSやインターネットの危険性や事案を伝え、各校で啓発講座を開催するよう取り組んだ。	R5.10.1時点から変更なし	○	学校教育課

基本目標					
No.	取組の一例	R5.10.1時点	計画期間終了時点(R7.3.31)		主な担当課
		R2～R6年度中における取組状況 ※取組予定を含む	計画期間(R2～R6年度)中における取組実績	評価	
基本目標5. 家庭や地域の子育て力・教育力の向上					
19	成長過程別親育ち講座の実施	妊婦からおおむね15歳までの子どもを育てている方を対象に、子どもの発達(育ち)に沿った関わり方を、講義や意見交換を通して学べるよう各地域で講座を開催した。受講ニーズが高い講座については、各児童館や地域子育て支援センターでも実施し、より多くの子育て世帯の親育ちや育児不安の軽減のために講座を実施することができた。	R5.10.1時点から変更なし	◎	子ども家庭支援センター
20	子育て支援グループ活動の促進支援	子育て交流事業、相互保育事業、その他の交流事業を実施する団体に対し、その活動に係る経費の一部を助成することで、地域での親子の居場所づくりや孤立化の防止など地域での子育て支援活動の促進を図った。	R5.10.1時点から変更なし	○	子ども家庭支援センター
基本目標6. 子どもの社会参加の促進					
21	子どもの居場所における切れ目ない支援の推進	コミュニティ7つのブロックごとの地域児童館では、地域で子どもたちが安全で自由に集まり、活動交流できる場として居場所を提供できた。大型児童センターでは、子どもの創造性が発揮できるような場づくり、中・高生等の居場所を提供できた。また、地域児童館の統括として、児童館ネットワーク会議を年4回開催した。	R5.10.1時点から変更なし	○	子ども家庭支援センター
22	子どもの意見表明とまちづくりへの参加の機会の充実	意見表明の場として、毎年、子ども議会を開催している。令和2・3年度は、コロナ禍のため、子ども議会は中止し、代替施策として、電子申請・郵送等で行う子どもの意見聴取事業を実施した。 令和4年度からは子ども議会を再開し、広く周知を図るためにインターネット配信を開始している。 令和2年 意見:107件 (97グループ117人) 令和3年 意見: 31件 (27人) 令和4年 参加: 16名 提案: 23件 (うち、実施済6件、実施予定10件) 令和5年 参加: 15名 提案: 21件 ※令和5年は、開催後間もないため実施状況未確認	意見表明の場として、毎年、子ども議会を開催している。令和2・3年度は、コロナ禍のため、子ども議会は中止し、代替施策として、電子申請・郵送等で行う子どもの意見聴取事業を実施した。 令和4年度からは子ども議会を再開し、広く周知を図るためにインターネット配信を開始している。 R2 意見:107件【97組117人】 R3 意見:31件【27人】 R4 参加:16人、提案:23件(実施済15、実施予定2、未実施6) R5 参加:15人、提案:22件(完了10、継続11、調整中1) R6 参加:16人、提案:21件(完了8、継続9、調整中3、未着手1)	○	子ども政策課
23	ひきこもりなど課題を抱える若者の孤立を未然に防ぐ取組の検討	ひきこもり等を含む生活困窮者が抱えている複合的な課題に対し、包括的な支援を実施するため、相談者の主体性を確保し、関係機関との連携により自立に向けた支援を行った。SSWや家庭児童相談課と情報を共有し、課題のある若者について支援につなげるようにしている。	R5.10.1時点から変更なし	○	せいかつ支援課
		就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対し、就職支援セミナーや職場体験等を行う、若者就労支援事業を実施した。また、地域における若年層の就労支援を行う、宝塚地域若者サポートステーションについて周知を行った。	就職に悩みを抱える、概ね15～49歳までの無業者を対象に、自己分析や応募書類の作成などのスキルの習得をめざすセミナーや、地域活動などを通して、支援を行った。また、各個人が抱える課題が異なることから、個別面談等を通して個人のニーズに合った就労支援プログラムを設定し、それに応じた支援を行った。	◎	商工勤労課